

沖縄県立芸術大学大学評価に係る自己点検・評価実施要綱

令和3年4月1日
沖芸大要綱第8号

1 自己点検・評価の目的

沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）は、教育研究水準の向上を図り、本学の理念、目的及び社会的使命を達成するとともに、内部質保証の実現に寄与するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を実施する。

2 自己点検・評価の時期及び方法

自己点検・評価は、不断の取組として部局等ごとに毎年度実施することを基本としながら、本学としては、直近において行われた認証評価（以下「直近の認証評価」という。）の受審年度の4年後の年度において中間評価として行うものとし、毎年度実施する各部局等の自己点検・評価の結果及び法人評価の年度評価の結果を踏まえて実施する。

3 自己点検・評価の領域及び内容

教育、研究、社会貢献及び大学運営の4領域を対象に、直近の認証評価において指摘された事項の改善状況を確認し、本学の優れた点、改善を図るべき点その他の現状について自己点検・評価を行う。

このほか、学長が特に必要と認める事項を対象に加えることができる。

4 自己点検・評価を取りまとめる主体

中間評価としての自己点検・評価は、評価・IR室が主体となって取りまとめ、内部統制推進会議（以下「推進会議」という。）が総括する。

5 自己点検・評価報告書の作成

直近の認証評価に際して実施した自己点検・評価の内容を更新する方法で「中間評価としての自己点検・評価報告書」（以下「報告書」という。）を作成する。

報告書の作成期限は、中間評価を実施すべき年度の8月末までを目途とする。

6 報告書の審議

報告書は、推進会議での議を経て外部有識者を交えて検証を行うこととし、当分の間、教育研究審議会、経営審議会及び理事会（以下「審議会等」という。）で審議する。審議の時期については、中間評価を実施すべき年度の10月末までを目途とする。

学長は、審議会等からの意見を大学運営に反映させるため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

7 報告書の公表

報告書は、審議会等での審議後、速やかに本学ホームページ等で公表する。

8 部局等の自己点検・評価委員会による毎年度の自己点検・評価

本学として行う中間評価の実施年度に関わらず、不断の取組として、毎年度、部局等ごとに自己点検・評価を行うものとする。

その方法については、3に記載した内容を踏まえ、部局等の特性に応じた方法で実施する。

9 資料の収集及び整理

自己点検・評価に必要な資料については、部局等において毎年度収集及び整理するとともに、評価・IR室との効果的な共有により自己点検・評価に活用する。

附 則

この実施要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和6年4月1日から施行する。